

# 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会（第3条—第10条）

第3章 上尾市いじめ問題調査委員会（第11条—第18条）

第4章 上尾市いじめ問題再調査委員会（第19条—第24条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき上尾市が設置する上尾市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において「いじめ」とは、法第2条第1項に規定するいじめをいう。

## 第2章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

**第3条** 法第14条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第4条** 協議会は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に関し、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 上尾市立の小学校及び中学校におけるいじめの問題の現状の把握及びその分析に関すること。
- （2） 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の推進及びその調整に関すること。
- （3） 基本方針の修正に関すること。
- （4） その他いじめの問題の解決に関し必要な事項に関すること。

（組織）

**第5条** 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

2 会長は、上尾市教育委員会事務局学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから、上尾市教育委員会（以下

「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

**第6条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

**第7条** 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、協議会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

**第10条** この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 第3章 上尾市いじめ問題調査委員会

(設置)

**第11条** 法第28条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第12条** 調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。

(組織)

**第13条** 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師

- (3) 心理、福祉等に関し専門的知識を有する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

**第14条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第15条** 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

**第16条** 調査委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

**第17条** 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(準用)

**第18条** 第8条及び第10条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条第2項中「協議会を組織する者」とあり、及び同条第3項中「委員」とあるのは、「委員（特別の事項を調査する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。）」と読み替えるものとする。

#### **第4章** 上尾市いじめ問題再調査委員会

(設置)

**第19条** 法第30条第2項の規定に基づき、上尾市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第20条** 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行うものとする。

(組織)

**第21条** 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

**第22条** 委員の任期は、委嘱の日から第20条の諮問に対する答申の日までの間とする。

(庶務)

**第23条** 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(準用)

**第24条** 第8条、第10条及び第16条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第8条第2項中「協議会を組織する者」とあるのは「委員」と、第10条中「教育委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(協議会の委員及び調査委員会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される協議会の委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される調査委員会の委員の任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)